

## 第2回子ども条例（仮称）検討会 要旨

日 時：平成18年11月17日（金）午前10時～正午

場 所：名古屋市役所 東庁舎1階 第11会議室

出席者：委員6名、傍聴者9名

条例の「1. 目的・目指すもの」「2. 子ども定義」について主に議論した。

### 1. 目的・目指すもの

目指す方向性について、以下のような議論がされ、「子どもの発達段階に応じ権利の保障と実現の具体的なあり方が異なることを前提として、それを保障する行政、家庭、地域などの責務を定める」ことを目的とするとまとめられた。また、条例と計画、他の条例との関係、子どもの責務についても議論された。

（主な意見）

- ・前文に市としてどういう子どもを育てていきたいか、将来の人材像を示し、ゴールを明確にしてコンセンサスを図る必要がある。
- ・名古屋市らしさを出す。
- ・子ども施策全般を推進する条例にするのか、子どもの権利をもっと明確に保障する条例とするのかが大きな分かれ目である。
- ・条例には理念を定め、子どもの視点に立ち、子どもの声を活かす社会づくりのために大人がすべきことを示したい。
- ・条例の目指す方向として二つの考え方がある。ひとつは権利を保障するために必要な子育て環境の確保まで踏み込むもの。もうひとつは家族形成が困難となっている現状から青年から大人への移行、次の世代を担う人たちの支援まで踏み込むもの。次世代育成支援まで含むかどうかは、少子化に対する考え方による。
- ・中心をどちらにおくかというターゲットの問題。子どもの権利から出発して大人の責務に持っていくのか、大人から入って次の世代の子どもが健やかに育つためにどうするかというふうに持っていくのか、ということで結果は同じである。
- ・原点に子どもの権利をおき、子どもの権利をどのように具体化していくかにするとよい。次世代までいくと範疇を越えた感じがする。
- ・子どもにとって自立しにくい社会で、子どもと大人の接続の仕方が難しくなっている。一人前になって家族形成をすることは子どもの自立を考える場合は大切だが、その部分の支援が抜け落ちている。果たして権利だけで子どもの最善の利益につながっていくのか不安である。
- ・子どもの自立を促すことは子どもの定義のところでカバーできると思う。子どもの権利も発達段階で変わってくるので、子どもの年齢に応じた権利保障ということだろうか。
- ・子どもの自立のために何を必要とするかは、子どもの権利の中に入ってくると考える。自立と権利を分けて考える必要はない。
- ・自立まで条文に定めると幅広くなって焦点がぼけるので、子どもから見た権利を中心にしたらどうか。

- ・子どもの権利を保障していくことが自立の基盤をつくることになる。
- ・権利が保障される形で施策をつくれれば自立へとつながる。子どもの発達段階に応じて権利が違ってくるということを前提にその権利を保障する責務を定める。
- ・就学前の子どもの権利を考えた場合、次世代育成を少し入れておいたほうがよい。小学校に入る前の子どもの権利は、子どもを取り巻く支援体制の整備につながる。

(条例と計画、他の条例との関係)

- ・条例は理念を表したもので計画はそれを実行していくものである。今の計画は施策が低年齢に偏っている。条例できちんと理念を定め、5年後の計画の見直しの指針となるものとする。
- ・わくわくプランでは青少年の自立までを含み、30代前半まで含まれる。条例はプラン全部を覆うものになるのか。
- ・市の施策の根本になるということを条例に盛り込み、議会で可決されることにより基本条例のようなものにできるのではないか。

(子どもの責務)

- ・社会の一員として行動する役割は子どもにもある。明確に書くかどうかは別として権利と表裏一体のものである。
- ・権利はお互いがお互いに尊厳を認め合うもので、相手の権利を尊重するということが浸透すれば自ずとできてくる。敢えて義務を定めるのはどうか。
- ・権利が衝突したときに解決できる人をつくる教育をしていく必要がある。やわらかく書くことが必要である。
- ・他人の権利も自覚し尊重できることが大切である。

## 2. 子どもの定義 (条例の対象)

条例の対象となる子どもの定義について、以下のような議論がなされ「対象は18歳未満の者で、18歳以上への配慮を入れる」ことでまとめられた。

(主な意見)

- ・具体的で実効性のあるものとするため、対象をしぼり、自分たちで権利を意識していない義務教育の15歳ぐらいまででよい。
- ・子どもは基本的には18歳までとし、大学又は20歳まで目配りしてもよいのではないか。
- ・少年法は20歳、民法も20歳だが、児童福祉法では18歳までしか保障されない。
- ・18歳、19歳の子どもたちで、どこからも守られなくて親権だけ主張されるケースもある。義務教育までとすると自立まではつながらない気がする。
- ・児童福祉法でカバーできないところまで条例でカバーすると名古屋市独自の取り組みにもなる。しかし、児童相談所、施設の運営に関わる部分で問題や混乱が起きないかが心配である。20歳未満と明記するのでなく、18歳未満でそれ以上については配慮するという表現が好ましい。
- ・子ども青少年局は若者の自立支援も対象としている。18歳以上も視野に入れるほうが名古屋市の独自性もだせ、他の施策との整合性もある。

- ・やはり15歳までが子どもの原点となると思う。フリーターが社会に出るまでの過程をどこまでやっていくかで18歳未満という考えはある。
- ・条約は18歳未満を対象としているので少し上の年齢を配慮するということがどうか。発言し、参加する権利を考えると高校生がそういう機会を作り出していき、その場が確保されることが大事である。

### 3. 家庭、地域、企業、行政の役割

次のような意見が出されたほか、学校の位置づけ、役割についても議論。

(主な意見)

- ・各家庭、地域、企業が何をすべきかを具体的に落とし込む。
- ・市の責務については、市の活動領域が縮小していることを前提として検討する必要がある。
- ・行政は認定保育所など公的なインフラ整備が必要である。
- ・企業については、義務でなく責務を定める。
- ・子どもを育てていく機関として塾や民間の子どものケアをする認可外のものなども視野に入れて考えたい。

(学校の位置づけ、役割)

- ・15歳未満は家庭と学校が生活の多くを占めているので学校の問題が非常に大きい。行政の中に学校を含めるのか、あるいは行政・地域・家庭を結ぶものとして学校を位置づける方法もある。
- ・学校を中心として、行政、家庭、地域がそれを取り囲む形になると思う。学校を行政の一部に位置づけるのもおかしい。
- ・学校はすべてにつながるという視点が大事である。子どもを育てていく機関のひとつとして位置づけていくことになると思う。
- ・子どもの権利の普及・啓発における学校の役割は大きい。条例を制定した後も学校の役割は大切である。
- ・不登校、いじめの問題についても議論していきたい。
- ・年齢段階に応じた教育を受ける権利を定めたときに、不登校などの場合に行政として対応していけるか。

### 4. その他

- ・ユニセフの条約に批准した日を子どもの権利について知らせる日に制定してはどうか。
- ・策定プロセスが啓発事業になっているので、プロセスをどう活かすかを検討会でも検討すべきである。
- ・普通の子の育ちをどうするかも大切だが、今ある問題の解決の糸口を条例のなかでどのようにつけるのかも大切である。問題解決型にするのか、より広い範囲の共通項を盛り込むのかは議論が必要である。外国人、障害者など多様な存在について目配りのあるものとしたい。
- ・普遍的な権利を定めながら個別に問題を抱えている人に対し、困難を取り除いた

めに特別な配慮をするというような定め方をしてはどうか。

- ・子どもの居場所づくりを考えるべきである。